

ア 本質的な安全設計を行うこと。

イ 本質的な安全設計により許容可能な程度に低減できないリスクについては、必要な安全防護及び追加の安全方策を行うこと。

ウ 本質的な安全設計並びに安全防護及び追加の安全方策により許容可能な程度に低減できないリスクについては、使用上の情報の中で機械を譲渡し、又は貸与する者に提供すること。

(2) 製造者等は、安全方策を行うときは、新たな危険源又はリスクの増加を生じないように留意すること。

7 製造者等が行う安全方策の具体的方法等

(1) 本質的な安全設計の方法

製造者等は、別表第1に定める方法その他適切な方法により本質的な安全設計を行うこと。

(2) 機械的危険源に対する安全防護の方法

製造者等は、別表第2に定める方法その他適切な方法により危険源のうち機械の運動部分の動作に伴うものに対する安全防護を行うこと。

(3) 追加の安全方策の方法

製造者等は、別表第3に定める方法その他適切な方法により追加の安全方策を行うこと。

(4) 使用上の情報の提供

ア 製造者等は、別表第4に定める事項その他機械を安全に使用するために必要な事項を使用上の情報として提供すること。

イ 製造者等は、別表第5に定める方法その他適切な方法により使用上の情報を提供すること。

ウ 製造者等は、設備上の安全方策により低減が可能であるリスクについては、使用上の情報の提供を行うことにより設備上の安全方策に代えてはならないこと。

(5) 安全方策に係る留意事項

製造者等は、安全方策を行うときは、危険の種類等に応じ、別表第6に定める事項に留意すること。

8 リスク低減のための措置の記録

製造者等は、製造等を行う機械のリスクアセスメントの結果及び実施した安全方策の内容その他の本指針に基づき機械のリスクの低減のために行った措置を記録すること。

9 事業者によるリスク低減の手順

(1) 事業者は、機械を労働者に使用させるときは、製造者等から提供された使用上の情報の内容を確認すること。この場合において、事業者は、必要に応じて、リスクアセスメントを行うこと。

(2) 事業者は、使用上の情報又は自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、必要な安全方策を行うこと。

10 注文時の条件

機械の製造等を注文する者は、当該注文の条件が本指針の趣旨に反することのないように配慮すること。

別図1 機械の安全化の手順

